



防災対策は万全ですか？

災害から身を守り、被害を最小限に食い止めるには、日頃の備えがとても大切です。

このハザードマップには、防災に関する情報をはじめ、避難所の位置や浸水被害・土砂災害の発生する危険のある箇所を地図上に示しています。

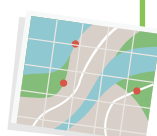
災害に備えて必要となる情報は何か、被害を回避するためにはどのように行動すべきか、家庭や地域の防災対策に役立ててください。



ハザードマップの使い方

1 自宅の位置を確認しましょう

災害が想定される位置を確認しましょう。自宅がある場所は、どのような災害が予想されるのかを、地図をみて確認しましょう。



2 自宅付近の避難所を確認しましょう

自宅に一番近い、災害に応じた避難所を地図で確認しましょう。



3 災害想定区域を避けて、避難経路を決めましょう

避難経路を地図で確認し、土砂災害や津波などの災害が想定される場所を避けて避難できるようにしましょう。

4 実際に避難経路を歩いてみて、安全を確認しましょう

家庭や地域で話し合いながら、実際に歩いてみましょう。避難経路に危険な場所がある場合には、避難経路を見直しましょう。

ハザードマップ(WEB版)の使い方

1 現在地を基準とした地図表示が可能

スマートフォンのGPS機能を使用すれば、現在地を捕捉し周辺の情報(最寄りの避難所など)を確認できます。

2 各種端末に対応

パソコン・タブレット、スマートフォンなど、それぞれ最適な画面サイズで閲覧できます。

3 航空写真も対応

ワンクリックで背景地図を航空写真に変更することが可能です。

4 印刷機能対応

自宅や職場周辺の状況を拡大してA4サイズで印刷することができます。

もくじ

● 避難情報	P.1	● 災害時要配慮者の安全のために&自主防災組織	P.9
● 川のはん濫・土砂災害・ため池の決壊	P.2	● 避難所一覧	P.10~14
● 風水害・台風	P.3	● ハザードマップの使い方・見方	P.15
● 地震・津波	P.4	● 索引図	P.16
● 津波・高潮	P.5	● ハザードマップ	P.17~93
● 特別警報&情報の収集	P.6	● 津波想定マップ	P.94~99
● 防災対策&非常時持ち出し品	P.7	● 高潮想定マップ	P.100~105
● 避難時に注意すること	P.8	● 防災に関する知識	裏表紙

発行:国東市 制作・著作:株式会社ゼンリン大分営業所 作成:令和6年3月

【この地図は、国東市長の承認を得て、同市発行の2,500分の1都市計画図を使用して得たものである。(承認番号)国東第0716001号】

【この地図は、大分県知事の承認を得て、5,000分の1森林基本図を使用し、調製したものである。(承認番号)24-41号 平成24年8月3日】

【測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R2JHs 293-749号】 JIS Z 8210 津波避難場所

(禁無断複製) ©2024 ZENRIN CO.,LTD.

警戒レベルを用いた避難情報

警戒レベルの数字が大きいほど危険度が高くなります

災害はいつ起こるかわかりません

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保※1
<警戒レベル4までに必ず避難>			
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難 (高齢の方や避難に時間を要する方、不安な方)
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない

※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである

自主避難について

危険を感じたらすぐ避難しましょう

局地的集中豪雨のような、突発的な異常気象の場合には、市からの避難情報が間に合わない場合もあります。その際には、身の危険を感じたら安全な場所にいる家族や知人の家、避難所などへ自主的に避難しましょう。

地域のみなさんで声をかけあって、安全に避難しよう!



避難に関する2つの情報

災害の危険が迫って居住者の避難が必要になった場合に、避難に関する情報が発令されます。2種類の情報は状況の深刻度に応じて出されるので、各情報に応じた避難行動をとりましょう。

1 高齢者等避難

人的被害の発生する危険性が高まった状況。

2 避難指示

人的被害の発生する危険性が非常に高まった状況、あるいはすでに人的被害が発生した状況。



- 避難するのに時間がかかる高齢者など災害時要配慮者やその支援者は避難を始めます。
- 通常の避難行動ができる人は、家族との連絡、非常持出品の用意など避難の準備を始めます。

- 避難中の住民は直ちに避難をおこなってください。
- まだ避難していない住民は直ちに避難します。万一避難する余裕がなければ、命を守る最低限の行動を取ります。